

| | |
|------------------|---|
| Title | 舊民法 (財産編・財産取得編前半・債権擔保編・證據編) 審査樞密院會議筆記 |
| Sub Title | Reports of discussions at the privy council on Japanese civil code of 1890 |
| Author | 手塚, 豊 (Tezuka, Yutaka) |
| Publisher | 慶應義塾大学法学研究会 |
| Publication year | 1955 |
| Jtitle | 法學研究 : 法律・政治・社会 (Journal of law, politics, and sociology). Vol.28, No.1 (1955. 1) ,p.52- 69 |
| JaLC DOI | |
| Abstract | |
| Notes | 資料 |
| Genre | Journal Article |
| URL | https://koara.lib.keio.ac.jp/xoonips/modules/xoonips/detail.php?koara_id=AN00224504-19550115-0052 |

慶應義塾大学学術情報リポジトリ(KOARA)に掲載されているコンテンツの著作権は、それぞれの著作者、学会または出版社/発行者に帰属し、その権利は著作権法によって保護されています。引用にあたっては、著作権法を遵守してご利用ください。

The copyrights of content available on the Keio Associated Repository of Academic resources (KOARA) belong to the respective authors, academic societies, or publishers/issuers, and these rights are protected by the Japanese Copyright Act. When quoting the content, please follow the Japanese copyright act.

資料

舊民法(財産編・財産取得編前半)
債權擔保編・證據編) 審查樞密院會議筆記

解題

私は本誌前號に、明治二十三年四月二十一日公布の舊民法の一部、すなわち財産編、財産取得編前半、債權擔保編、證據編に關する「元老院會議筆記」を紹介したが、本稿はそれにつき樞密院會議の筆記を覆刻したものである。

原本は國會圖書館憲政資料室所藏の伊東巳代治文書にあり、樞密院十行野紙(目次二枚は赤、本文二五枚は青)二十七枚と司法省十三行野紙(赤)二十枚に淨書されたものである。司法省野紙の部分は箕作司法次官による法典内容の説明の箇所である。おそらく箕作が樞密院に提出した文書をそのまま綴り込んだものと思われる。伊東は當時(二十二年五月―二十五年八月)樞密院書記官長の職にあつた。樞密院の會議録は創設から廢止までの分が存在する筈であるが、また一般には公開されていない。従つてそうした公式記録が、元老院會議筆記の大半のごとく活字本として存在するのか、または

手塚 豊

稿本のままで存在するのも判然としない。前掲文書は、そうした公式記録の草稿かまたはそれに準ずるものと考えてよからう。貴重な所藏本の覆刻、發表を許可された國會圖書館の内田明分館長及び大久保利謙教授の御好意に對してはふかく感謝の意を表したい。

明治二十二年七月二十九日に開かれた元老院本會議を通過した民法典(前編)は、約八ヶ月を経て樞密院に提出された。翌二十三年三月十一日に開かれた「大體會議」がそれであり、本資料の前半はその日の會議筆記である。民法典の殘部である人事編、財産取得編の後半が、法律取調委員會で議了されたのが、同年四月であつたことから推測すると、これら殘部の完成の見込が立つまで、前半の部分の樞密院審議を故意に遅らせていたものであらう。後にも述べるように、樞密院では修正がなかつたと思われるので、樞密院提出案は公布された舊民法と同一の内容と推定されるが、それは元老院通過案に政府が若干の修正を加えた草案であり、それがため公布後にお

いて元老院の檢視問題を生じたことは、前號の解題において私の説明した通りである。樞密院はその審議に先立ち、政府に説明員の派遣を求めたか、それについては次の様な往復文書がある。

民法及民事訴訟法會議來ル十一日開會候ニ付説明ノ爲主任者同日午前十時迄ニ御派遣相成度此段議長ノ命ニ依リ及御照會候也

明治二十三年三月七日

樞密院書記官長 伊東巳代治

司法大臣 伯爵 山田顯義殿

民法及民事訴訟法會議來ル十一日被開候ニ付説明ノ爲主任者同日午前十時迄ニ派遣候様御照會之趣領承同日左記ノ者派出致候此段委員長ノ命ニ依リ及御答候也

明治二十三年三月八日

法律取調報告委員 出浦力雄

伊東樞密院書記官長殿

民法説明員

法律取調委員

法律取調報告委員

法律取調報告委員

民事訴訟法説明員(略)

會議冒頭に述べた大木議長の發言によると、會議を三讀會を開いて行ひ通常の例によらずして「大體議」にしたことは、開會に先立ち各議員の賛同を得ていたようである。ここでも、政府は審議の遅延をおそれ、元老院の場合と同じく本會議では逐條審議を行わない

舊民法審査樞密院會議筆記

方針を強行したのである。箕作司法次官の説明は、各編、各章の大綱を述べたものにすぎず、逐條的解説ではない。この程度の説明で、法案の通過を即決せんとする山田法相の態度にはさすがに河野敏謙、佐野常民兩顧問官から反對意見が述べられ、審査委員を設ける提案がなされたが遂に七名(議長他十七名中)の少數で否決された。

樞密院は元老院と異なり、總理大臣をはじめとして各大臣も列席、表決に加わるので(樞密院官制、制一一條)、顧問官側が餘程結束しなければ政府の方針を覆すことはできない。この會議でも顧問官の出席はわずかに

八名(缺席は九名、他に皇族五名及内大臣も缺席)にすぎず、大臣の出席が九名であるから反對提案が成立しないのは當然である。しかし、大木議長は佐野、河野及び佐々木高行顧問官等の反對を考慮し、即決を強行せず「勸考ニ費ス」餘裕をおいて十四日の再開を決定、散會を宣したのである。しかし實際は十四日に本會議は開かれず二十五日に行われている。本資料の後半は、この日の會議筆記である。十二日から二十五日に至る約二週間、樞密院では「總委員會」が連日開かれたようである。當時の新聞も、ほとんど毎日「樞密院臨時協議會」開催の記事を載せている。例えば三月十六日の朝野新聞は次のように報じている。

樞密院會議 同院にては昨日午前十時頃より大木議長始め五六の顧問官出席して協議會を開き午後一時頃より追々退散したり、又た同院にては近來非常に多忙なるに付き昨日よりは日曜日を除くの外、毎日九時より總委員會を開く由なり

また三月十九日の同紙には「民法及び民事訴訟法は目下樞密院に於て専ら審査中にて箕作司法次官及出浦書記官が日々同院に出席し

て説明を爲し又た打合せを遂げ居る趣云々」とあり、さらに三月二十二日の同紙には次のような記事もある。

民法及び民事訴訟法は樞密院にて調査中にて……同院にては角種々の議論出づる爲め抄々しく進まざるのみか大木議長は此程より病氣の爲め出頭せざる趣なるが、我が政府の方針は既に確定せる所あり、萬事其の方針に依りて進み居れば今縱令、民法、民事訴訟法等の發布に就てのみ異論を唱へたりとて他との鈞合を保ち難く樞密顧問の人々も此點に思ひ到らざるべからざるべければ到底草案の通りに通過するならんと云へり

總委員會は、樞密院官制には存在しない非公式の會合であるが、おそらく反對派の顧問官を慰留する政治的考慮から大木議長が計畫したものであらう。この會合では「逐條ノ利害得失ヲ研究スル」とはせず「從來我邦ニ備ハラサル法規ヲ西洋ニ取ルモ我カ民情ニ差支ナキヤノ問題ニ注意」し「其ノ大體ヲ審議」し「其發布ヲ必要ト認メ」たのである(二十五日會議に於ける佐野顧問官の發言)。それがため、二十五日の本會議では、佐野顧問官の總委員會の審査報告に對し、同委員會には出席しなかつたという寺島副議長唯一人の反對を除いては格別の意見の發表もなく、提出草案全部が一括して可決されたのである。提出草案の内容は全く無修正であつたとみていい。寺島の意見は、外國法の全般的繼受を排し、實際的必要ある部分の單行法制定論である。は樞密院の審議に先立ち大木議長に對して民法に關する意見書を提出したともいわれ(二十三年五月二日朝野新聞)、その後また四カ條の意見書を同僚及び内閣各大臣にも送つたと傳へられている(同年五月十三日時事新報)。なお總委員會の希望として「廿六年一月」を實施期限とすることが提案

され、山田法相もこれに賛成し、結局それが舊民法全編の施行期日として確定したことを注意すべきであらう。

かくして樞密院を通過した舊民法典財産編、財産取得編前半、債權擔保編、證據編は、所定の審査を全て終了し、三月二十七日に裁可得、翌四月二十一日に公布されたのである。

なお、本資料の一小部分は、家永三郎教授稿「新民法精神の萌芽」(史學雜誌第六一編一〇號八六頁・同氏著)に引用されていることを附記する。(日本近代思想史研究一五頁に所收)

(1) 最初、政府は樞密院の審議を経ない豫定であつたが伊藤博文(二十二年十月樞密院議長退任)、村田保(法律取調委員)等の主唱で、山縣内閣になつてから(二十二年十二月成立)豫定を變更したという説もある(二十三年四月七日朝野新聞)。村田自身は「山縣に云つたことはあるが、自分の説を入れたものではあるまい」といつている(同年四月二十七日同紙・民法評論の對談)。

(2) 拙稿「舊民法審査元老院會議筆記」解題・本誌前號五九頁一六〇頁。

(3) 日本學術振興會版「舊民法編纂沿革外六點」六枚目表裏。

凡 例

(一) 覆刻は、なるべく原本通りにすることに努めたが、印刷の便宜から通常使用しない字體は若干改めた。例えばフはコトに、キはトキに、トはトモに改めた。また編と篇は全て編に統一した。

(二) 明らかに誤りと思われる箇所及び當て字、脱字の箇所もそのまゝにし(ママ)と附記した。

後記 資料の轉寫その他について、慶大大學院學生向井健君の授
助をうけた。記して其の勞を多とする。



民法 財産編 財産取得編 大體議筆記
債權擔保編 證據編

起 明治二十三年三月十一日
終 同年 同月二十五日

會議ヲ開ク貳回

議長伯爵

書記官長

書記官 花房直三郎

書記官 有賀 長雄

書記官 津田道太郎

樞密院議事筆記目次

三月十一日午後 花房書記官

三月二十五日午後 花房書記官
有賀書記官

樞密院議事筆記

明治二十三年三月十一日午後民法大體會議

明治二十三年三月十一日午後一時開會

聖上臨御

舊民法審査樞密院會議筆記

出席員
議長

大木議長

大臣

山縣總理大臣

七番

西郷（イサマ）内務大臣

八番

山田司法大臣

九番

松方大藏大臣

十番

大山陸軍大臣

十一番

榎本文部大臣

十二番

後藤遞信大臣

十三番

青木外務大臣

十四番

岩村農商務大臣

十五番

顧問官

土方顧問官

十九番

福岡顧問官

廿一番

佐々木顧問官

廿二番

佐野顧問官

廿四番

東久世顧問官

廿五番

河野顧問官

廿八番

元田顧問官

三十番

野村顧問官

三十二番

缺席員

織仁親王

一番

彰仁親王

二番

貞愛親王

三番

能久親王

四番

威仁親王

五番

三條内大臣

六番

黒田顧問官

十六番

大隈顧問官

十七番

寺島副議長

十八番

川村顧問官

二十番

副島顧問官

廿三番

吉井顧問官

廿六番

勝顧問官

廿七番

吉田顧問官

廿九番

鳥尾顧問官

三十番

報告員

伊東書記官長

内閣派出員

箕作司法次官

今村法制局參事官

寺島控訴院評定官

書記官(主筆)

花房書記官

(副)

津田書記官

議長 民法財産編財産取得編擔保編證據編ノ會議ヲ開ク此ノ會議ヲ大體議ニ止ムルハ既ニ各官ノ同意ヲ表セラレタル所ナリ依テ議事細則補則ニ依リ大體議トス先ツ議案ノ説明ヲ聽テ然ル後可否ノ決ヲ取ラン内閣派出員ニ於テ議案ノ大體ヲ説明スヘシ

内閣派員(兼作) 議長ノ指揮ニ從ヒ之ヨリ議案ノ大體ヲ其編章ニ就テ説明スヘシ但タ逐條ニ就テハ今一々之ヲ説明セサルヘク各官ノ質問ヲ待テ之ニ應ゼシ

民法財産編

總則 財産及ヒ物ノ區別

此總則ハ則チ財産編ノ總則ニシテ第一ニ財産ハ畢竟各人ノ資産ヲ組成スル權利ニシテ物權及ヒ人權ノ二種ニ過キサル旨ヲ定メ而シテ物權ノ性質ヲ説キテ且各種ノ物權ヲ列記シ又人權ノ性質ヲ説明シ次ニ權利ノ目的タル物ノ種類ヲ掲ケ有體無體動產不動產主タルモノ從タルモノノ消費物不消費物代替物不代替物不可分物所有ニ屬スルモノ所有ニ屬セサルモノ融通物不融通物讓渡スコトヲ得ルモノ讓渡スコトヲ得サルモノ時効ニ係ルコトヲ得ルモノ時効ニ係ルコトヲ得サルモノ差押フルコトヲ得ルモノ差押フルコトヲ得サルモノ等ノ區

別ヲ列記シタリ因テ此總則ハ民法全體ニ適用ス可キ重大ノ部分トス斯ク物ノ種類ヲ掲ケタルハ民法各條ニ於テ同一ノコトヲ屢々繰返シテ掲載スルノ煩ヲ省カンカ爲ナリ

第一部 物權

物權ハ財産中ノ重大ナル一部分ニシテ人權ト異ナリ直チニ物ノ上行ハレ且總テノ人ニ向ヒ言ヒ立ツルコトヲ得ヘキモノ即チ或ル物ニ對スル直接ノ權ニシテ物ノ利益ノ全部ヲ總テ他人ヲ排除シテ一人ニ專有セシムル權ナレハ物權ハ人權ノ如ク特定ノ人ノミニ對シテ存スル對比的ノ權利ニアラス總テノ人ニ向ヒ言ヒ立ツルヲ得ヘキ一般完全ノ權利ナリ

第一章 所有權

所有權ハ自由ニ物ノ使用收益及ヒ處分ヲ爲ス權利ニシテ物權中ノ最も重大ニシテ完全ナルモノトス因テ憲法第二十七條ニ日本臣民ハ其所有權ヲ侵サルルコトナシト定メアル所以ニシテ此第一章ニハ所有權ノ効用及ヒ公益ノ爲メ所有權ノ制限セララルル規定ヲ掲ケ並ヒニ數人ニテ一箇ノ物ヲ共有スル時ノ規定並ヒニ所有權ノ消滅スル原因ヲ掲ク

第二章 用益權使用權及ヒ住居權

用益權トハ所有權ノ他人ニ屬スル物ヲ使用シ及ヒ之ヨリ收益スルノ權利ニシテ用益權ヲ設ケタルトキハ所有權ハ恰モ分裂シタルカ如キ姿ニシテ純粹ノ處分權ノミハ所有者ノ手ニ存シ其所有者ヲ指シテ處有者ト云ヒ使用權及ヒ收益權ヲ有スルモノヲ用益者ト云フナリ而シテ用益者ノ利益ト處有者ノ利益ト相抵觸スルニ至ルコト少カラサレハ民法ニ其抵觸ヲ調和スルノ規定ヲ設ケ殊ニ用益權ハ用益者ノ終身

ヲ超過スルコトヲ得サル旨ヲ定メ又用益者ハ物ヨリ生スル果實ヲ所得シ用方ニ從ヒテ其物ヲ使用スルノ權利始メト所有者ノ如シト雖トモ用益者ハ其權利ヲ行ヒ始ムル前ニ動産ノ目錄不動産ノ形狀書ヲ作り保證人ヲ立テ或ハ其他ノ擔保ヲ供シ修繕ヲ負擔シ通常ノ租稅及ヒ公課ヲ負擔スル等ノ義務アル旨ヲ示シ終リニ用益權ノ消滅スル原因ヲ掲ケタリ○使用權ハ即チ使用者ト其家族トノ需用ノミニ限レル用益權ナリ又住居權ハ家屋ノ使用權ニシテ共ニ用益權ノ範圍ノ狹キモノニ過キス

第三章 賃借權永借權及ヒ地上權

賃借權ハ動産不動産ヲ賃錢ヲ拂フテ借受ケ其使用收益ヲ爲スノ權利ニシテ之レ亦一箇ノ物權ナレトモ用益權ト異ナル所アリ試ニ之ヲ言ヘハ用益者ノ權利ハ其終身ニ過キサレトモ賃借人ノ權利ハ其期限ノ定メアルヲ通例トシ用益權ハ法律ヲ以テ之ヲ設クル場合アレトモ賃借權ハ契約ヲ以テスルニアラサレハ之ヲ設クルコトヲ得ス又處有者ハ敢テ用益者ヲシテ引續キ收益ヲ爲サシムルノ義務ナシト雖トモ賃借人ハ賃借人ヲシテ引續キ其收益ヲ爲サシムルノ義務アルモノトス而シテ本章ニハ賃借權ノ設定賃借人ノ權利及ヒ義務ヲ定メテ賃借人ノ權利義務ト相對サシメ終リニ賃借權ノ消滅スル原因ヲ掲ケタリ○永借權ハ三十年以上五十年以下ノ期限ヲ以テスル不動産ノ賃借即チ永小作ナリ而シテ永借人ハ永キ期限ニテ借受クルモノナレハ通常賃借人ノ權利ヨリモ更ニ一層大ナル權利ヲ有スルモノトス又地上權ハ他人ノ所有ニ屬スル土地ニ建物ヲ作ルノ權利ニシテ本邦大都會ニ於テハ甚タ多ク行ハルモノナリ而シテ地上權者ハ賃借人ノ一種ナレトモ通例ノ賃借人トハ其趣ヲ異ニスル所アレハ本章ニ特ニ其規定ヲ設

ケタリ

第四章 占有

占有ハ實際物ヲ所持スル者ノ權利ニシテ恰モ所持權ト云フカ如シ故ニ眞ノ所有者ニ非ラサル者モ占有スルコトアレトモ通例ハ眞ノ所有者ニ於テ占有スルモノトス故ニ占有權アルモノハ別ニ所有權ヲ證明セス占有權ノミヲ以テ他人ニ對シ其所持權ヲ申立ツルヲ得ヘキモノトス故ニ占有ハ事實的ニシテ所有ハ純粹ノ權利的ノモノナリ依テ占有者ハ第一ニ所有者タルノ推測ヲ受ケ第二ニ其物ノ果實ヲ得第三ニ數年間占有スルモノハ正當ノ名義ニテ其所有權ヲ得タルモノト推測セラル又占有者ハ所有權ニ係ル錯雜ナル訴ヲ爲スヲ要セスシテ簡單ナル占有ノ訴ヲ爲スノミニテ足レルコトアリ而シテ本章ニハ占有ノ種類及ヒ占有ノ取得及ヒ効力占有訴權等ヲ規定シ終リニ占有ヲ失フ原因ヲ規定シタリ

第五章 地役

地役ハ甲ノ不動産ノ便益ノ爲メ他ノ所有者ニ屬スル乙ノ不動産ノ上ニ設ケタル役務ニシテ低地ハ高地ヨリ自然ニ流下スル雨水ヲ受クル義務等ノ如キ即チ之レナリ而シテ地役ハ法律ヲ以テ設定シ又ハ人所爲ヲ以テ設定スルコトヲ得ヘシ而シテ法律ヲ以テ設定シタル地役ハ隣地ニ立入り又ハ通行スルノ權水ノ流通使用及ヒ引入レヲ爲シ得ルノ權甲乙兩地ノ間ニ限界ヲ定ムルノ權圍ヒヲ設クルノ權一箇ノ壁ヲ相隣レル相方ノ土地ノ所有者ニ於テ互有スルノ權他人ノ所有地ヲ觀望スルノ權境界線ヨリ若干ノ距離ニアラサレハ隣地ニ於テ工事ヲ爲スヲ拒ムノ權等ニ係ルモノニシテ本章第一節ニハ此等ノ事項ニ係ル規則ヲ設ケ又第二節ニ至リテ他人ノ所爲ヲ以テ設定シタル地役ノ規

則ヲ掲ケ其地役ノ種類及ヒ其種類ニ依リテ設定ノ方法ヲ異ニスルコト及ヒ其地役ノ効力ヲ異ニスルコトニ係ル規則ヲ掲ケ終リニ地役ノ消滅スル原因ヲ定ム

第二部 人權及ヒ義務

總則

人權ハ定マリタル人ニ對シ或ル物ヲ與ヘ又ハ或ルコトヲ爲シ若クハ爲ササラムルノ義務ヲ盡サシムル權利ニシテ物權ト相對ス而シテ物權ト異ナリテ直チニ物ノ上ニ行ハルモノニアラス例ヘハ權利者ノ得ヘキ或ル物アリト雖トモ義務者ノ介入アルニアラサレハ之ヲ得ルコト能ハス又物權ト異ナリテ總テノ人ニ向ヒ言ヒ立ツルコトヲ得ヘキモノニアラス特ニ定マリタル某々ノ人ノミニ對シテ言ヒ立ツルコトヲ得可キモノトス而シテ人權ト相對スルモノハ即チ義務ナリ

第一章 義務ノ原因

債權ト相對スル義務ナルモノハ合意不當ノ利得不正ノ損害及ヒ法律ノ規定ヨリ生シ第一ノ合意トハ總テ物權人權ヲ作り又ハ移シ又ハ變更又ハ消滅セシムル爲メ二人以上ノ意思ノ相合スルヲ云ヒ合意中ニテ人權ヲ作ルコトノミヲ目的トスルモノハ特ニ之ヲ名ケテ契約ト云フ而シテ本章第一節ニハ合意ノ種類合意ノ成立及ヒ有効ナルニ必要ノ條件双方ノ者ノ間ニ於ケル合意ノ効力第三者ニ對スル合意ノ効力及ヒ合意ノ解釋方ヲ定メ第二節ニハ合意アルコトナキ場合ニ於テ不當ノ利得ニ原因シテ義務ノ生スル規定ヲ掲ケ第三節ニ不正ノ損害即チ民事上ノ犯罪及ヒ准犯罪ノ原因ヨリ義務ノ生スル規定ヲ掲ケ第四節ニ法律ノ規定ニ因リ義務ノ生スル規定ヲ掲ケ例ヘハ親族間ニ於ケル養料ノ義務アリ後見人ハ後見ヲ受クル者ニ對シ計算ノ義務アリト

爲スカ如シ

第二章 義務ノ効力

義務ノ効力ハ直接ニ其義務ヲ義務者ニ行ハシメ又ハ損害賠償ヲ爲サシメ又ハ權利ヲ讓渡シタル者ヲシテ其權利ヲ擔保セシムルニアリ而シテ其義務ノ効力ハ義務ノ種類ニ依リテ其廣狹大小ヲ異ニス其義務ノ種類トハ第一ニ單純ニ成立スル義務即チ初メヨリ其成立ノ確實ニシテ即時ニ其義務ヲ要求スルヲ得ヘキモノト或ル期限ニ至ラサレハ履行ヲ求ムルヲ得サルモノト不確定ナル事件ノ後日起ルコトアラハ義務ヲ生セシメ又ハ一旦生シタル義務ヲ消滅セシムル條件付ノモノトノ區別アリ第二ニ一定ノ目的物ヲ有スル義務ト二箇以上ノ各別ナル目的物ヲ有シ義務者カ其中ノ一箇ヲ供スルニ依リ義務ヲ免ルヘキ義務ト義務者カ主トシテハ一定ノ目的物ヲ負擔スルモ他ノ物ヲ與ヘテ義務ヲ免ルヘキ義務トノ別アリ第三ニ債權者及ヒ債務者ノ各一人ナル單數ノ義務ト債權者又ハ債務者カ數人ナル複數ノ義務トノ別アリテ此等ノ規定ヲ詳カニ掲ケタリ

第三章 義務ノ消滅

本章ニハ義務ノ消滅スル原因即チ辨濟更改合意上ノ免除相殺混同履行ノ不能銷除廢罷解除等ニ關スル規定ヲ掲ケ而シテ辨濟ニ付テモ單純ノ辨濟ト辨濟ノ充當辨濟ノ提供及ヒ供託ト代位辨濟トニ係ル規定ヲ載セタリ

第四章 自然義務

自然義務ハ民法上ノ義務ト相對スルモノニシテ民法上ノ義務ハ法律ヲ以テ其履行ヲ強ヒテ求ムルコトヲ得ヘキニ依リ裁判所ニ訴ヘテ其履行ヲ責ムルコトヲ得自然義務ハ之ニ反シ訴ヲ以テ其履行ヲ要求ス

ルコトヲ得ス其履行ハ債務者ノ良心ニ委ヌルモノナレトモ債務者カ一旦其本心ニ義務アルコトヲ認メテ義務ヲ辨濟シタル上ハ最早不當ノ辨濟ナリトシテ取戻スコトヲ得ス又其本心ニ義務アリトシテ之ヲ追認シタル如キコトアルトキハ其自然義務ハ法律上ノ効力ヲ有ス例ヘハ金錢ノ借主カ貸主ト爭訟ヲ爲シ拂ハサルモノヲ既ニ拂ヒタリト主張シテ訴ニ勝タル後本心ニ恥チ先非ヲ悔ヒテ貸主ニ其借金ヲ辨濟シタルトキハ之レヲ取戻スコトヲ得アルカ如クシテ自然義務ハ忽チ一變シテ民法上ノ義務トナルカ故ニ本章ニハ自然義務ニ關スル必要ナル規定ヲ掲ケタリ

財産取得編

總則

此ノ總則ニハ財産編ニ規定シタル原因ノ外尙本編ノ規定ニ從ヒ物權及ヒ人權ヲ取得スルヲ得可キ旨ヲ掲ク

第一章 先占

何人ニモ屬セサルモノハ第一番ニ之ヲ占有スル者之レカ所有者ト爲ル可シ例ヘハ山野ノ鳥獸河海ノ魚介ノ如キハ之ヲ捕獲シタル者之レカ所有者タリ

第二章 添附

物ノ所有者ハ其物ニ添附スル物^(A)ノ所有權^(B)ヲ得ルモノタリ之レ則チ添附カ財産ヲ取得スル一ノ方法タル所以ニシテ而シテ添附ハ之レヲ別ツテ不動産ニ係ル添附ト動産ニ係ル添附トノ二種トシ而シテ不動産ニ係ル添附トハ土地ノ所有者ハ其土地ニアル建物及ヒ植物ヲ自カヲ爲シタルモノト推定セラレ又土地又ハ建物ノ所有者カ他人ニ屬ス

ル材料ヲ以テ工作ヲ爲シタルトキハ其所有權ヲ得テ材料ノ本主ニ償ヲ爲スコトノ如キヲ云ヒ其他河川中ニ生シタル密洲中洲ノ所有權ヲ定ムルカ如キハ即チ不動産上ノ添附ナレトモ別ニ法律ヲ以テ之ヲ定ムルコトトセリ而シテ又動産ノ添附ニ付テモ其一ノ所有者カ他ノ一ノ所有者ノ意ニ非スシテ之ヲ附合シ又ハ双方ノ所有者共之ヲ知ラスシテ第三者ノ之ヲ附合シタルトキノ規定又主タル物ノ所有者ノ過失若クハ惡意ニ依リテ附合ヲ爲シタル場合ノ規定等ヲ掲ケタリ

第三章 賣買

本章ニハ賣買ノ普通規則トシテ賣買ノ性質及ヒ成立ノ要件賣買ノ能力無能力賣買スルコトヲ得可キ物ト得ザル物トノ區別賣買ノ効力即チ賣買ノ契約ヲ爲シタルトキハ其物ノ所有權ノ移轉スルコト及ヒ買主ニ於テ危險ヲ引受クルコト賣主ノ義務即チ賣渡物ヲ引渡スノ義務引渡ニ至ル迄其物ヲ保存スルノ義務買主ノ他ヨリ訴ヘラレテ其物ヲ追奪セララルコトナキヲ擔保スルノ義務又ハ買主ノ義務即チ買主ヨリ代金ヲ辨濟スル等ノ義務一方ノ者ノ義務不履行ニ依ル賣買ノ解除買戻權利ノ權利ヲ行フニ依レル賣買ノ解除賣買品ニ隠レタル瑕疵アルニ因リ其賣買ヲ廢却スルノ訴權等ニ係ル規定ヲ掲ケタリ

第四章 交換

總テ交換ハ物ト物トヲ換ルコトニシテ賣買ノ規則ハ概チ交換ニモ適用スヘキモノトス故ニ本章ニ於テハ特ニ交換ノミニ適用ス可キ若干ノ規定ヲ掲ケ其他ハ總テ賣買ノ規則ヲ適用ス可キモノト爲セリ

第五章 和解

和解ハ双方ノ者カ多少其權利ヲ讓リ合ヒテ既ニ生セン争ヒヲ終リ又ハ將ニ生セントスル争ヲ豫防スル契約ニシテ本章ニハ特ニ和解ノミ

ニ限レル規定ヲ掲ケタリ

第六章 會社

商事會社ノ規則ハ商法ニ之ヲ定メタレハ本章ニ於テハ商事ニ關セス民事ノミニ關スル會社ノ規定ヲ掲ケ而シテ民事ト商事トノ區別ハ商法ニ商事ナリトシテ列記シタルモノノ外ハ皆民事ナリトス又本章ニハ會社ノ設定ヨリ社員ノ權利義務及ヒ會社ノ解散其精算及ヒ分配等ニ係ル規則ヲ掲ケ商事會社ト雖トモ商法ニ特別ノ規則ヲ設ケサルモノハ本章ノ規則ニ從フヘキモノトセリ

第七章 射倅契約

射倅契約トハ契約者ノ双方又ハ一方ノ損益カ將來ノ偶成ナルコトニ係ル契約ニシテ賭ケコト又ハ終身ヲ期スル年金權陸上海上ノ保險契約及ヒ冒險貸借等ヲ云フ而シテ陸上海上ノ保險契約及ヒ冒險貸借ノ如キ專ラ商事ニ係ルヲ以テ商法ニ之ヲ規定シ本章ニハ賭ケコト及ヒ終身年金權ニ係ル規定ヲ設ケタリ

第八章 消費貸借及ヒ無期年金權

消費貸借ハ契約者ノ一方カ金銀米穀等ノ如キ代替物ノ所有權ヲ他ノ一方ニ移轉シ他ノ一方カ後ニ其借リ入レタルト同一ノ數量ヲ返還スルノ義務ヲ負擔スル契約ニシテ金銀貸借ノ如キハ即チ此契約ノ重ナルモノトス又無期年金權ノ契約モ消費貸借ト略ホ同儔ノモノナレトモ貸主ハ元金ヲ請求スルコトヲ得スシテ只毎年若干ノ年金ヲ請求スルコトヲ得ルノミ而シテ無期年金ノ債務者ハ如何ナル契約アルニ係ハラス已レノ方ヨリ其請取リタル元金ノ辨濟ヲ爲スコトヲ得ルモノトス

第九章 使用貸借

使用貸借ハ不代替物ヲ契約者ノ一方ヨリ他ノ一方ニ貸渡シ借主ハ借り受ケタル其物ヲ返還スルノ義務アル契約ニシテ消費貸借ノ如ク其所有權カ借主ニ移ルモノニアラス而シテ此貸借ハ本來借賃ヲ取ラサル性質ノモノニシテ若シ借賃ヲ取ルトキハ其性質一變シテ賃貸契約ト成ルヘシ

第十章 寄託及ヒ保管

寄託ハ契約者ノ一方カ動產物ヲ他ノ一方ニ預ケ他ノ一方カ之ヲ預リテ預ケ主ノ求メ次第預リタル其物ヲ返還スルノ契約ニシテ此契約ニ任意ノ寄託ト火災洪水難船地震戰等ノ如キ切迫ノ場合ニ於テ爲ス急迫ノ寄託トノ二種アリ又旅店ニ宿スル旅客ノ其手荷物ヲ旅店主ニ預クルカ如キモ急迫ノ寄託ト同視ス而シテ寄託ハ使用貸借ニ同シク元來無償ノ性質ニシテ預リ賃ヲ取ラサルモノトス若シ預リ賃ヲ取ルトキハ契約ノ性質一變シテ賃貸契約又ハ雇傭契約トナルヘシ又保管ナルモノハ二人以上互ヒニ相爭フ物ヲ第三者ニ寄託スルヲ云ヒ寄託ト異ナリテ動產ノミナラス不動産ヲモ目的ト爲スコトヲ得又保管人ハ報酬ヲ受クルコトヲ得可ク而シテ訴訟ニ勝チヲ得タル者ニ其保管物ヲ返還スヘシ

第十一章 代理

代理契約ニハ總理代理ト部理代理トノ區別アリテ何レモ契約者ノ一方カ他ノ一方ノ者ノ名ヲ以テ其利益ノ爲メニ或ルコトヲ行フノ委任ヲ受クル契約ナリ仲買契約ノ如キモ代理ノ一種タルニ似タレトモ專ラ商事ニ關スルモノナルヲ以テ商法ニ之ヲ規定シ本章ニハ代理ノ性質代理人及ヒ委任者双方ノ義務及ヒ代理ノ終了スル原因ニ係ル規則ヲ掲ク

第十二章 雇傭及ヒ仕事請負ノ契約

雇傭ノ契約トハ番頭手代職工僕婢其他ノ雇人ノ若干ノ賃賃又ハ給料ヲ得テ人ノ爲メニ勞働スルノ契約ヲ云ヒ醫師代言人及ヒ學藝ノ教師ノ如キハ雇傭人ニアラスト雖トモ幾分力之レニ類似スルヲ以テ又之レニ關スル規定ヲ揭ケ修業契約ノ如キハ工商ノ主人其智識ト實見トヲ傳授スル爲メ幼年者ヲ雇ヒ入ルル契約ニシテ俗ニ云フ年期奉公ノ契約之レナリ又仕事請負契約ハ即チ工事ノ代價ヲ豫定シテ注文者ト請負人トノ間ニ爲ス契約ナリトシ其請負人及ヒ注文者双方ノ權利義務ヲ揭ケタリ

擔保編

總則

此總則ニハ債務者ノ總テ財産ハ其債權者ノ總體ノ共同擔保ナル旨ヲ揭ケ而シテ特別ノ原因アル債權ハ他ノ債權ニ先ツテ辨濟ヲ受クルノ旨ヲ示シ次ニ義務履行ノ特別ノ擔保ハ對人ノ擔保ト物上ノ擔保トノ二種タル旨ヲ揭ケテ此二種ヲ列記セリ

第一部 對人擔保

對人擔保ハ保證人ト名ツクル第三者ノ附從ノ義務又ハ債務者ノ相連帶シ若クハ債權者ノ相連帶シ又ハ其債務ヲ任意ヲ以テ不可分ト爲ス等ヲ云フ

第一章 保證

保證ニハ任意ノモノト法律上ノモノト裁判上ノモノトアリテ法律上ノ保證トハ第七十六條ニ揭クル用益者ノ立ツヘキ保證人ノ如キヲ云ヒ裁判上ノ保證トハ民事訴訟法ノ規定ニ依リ原告タル外國人ノ立ツ

舊民法審查樞密院會議筆記

ヘキ保證人ノ如キヲ云フ而シテ本章ニハ保證ノ目的及ヒ性質保證ノ効力即チ保證人ト債務者トノ間ニ於ケル効力並ヒニ數名ノ保證人間ニ於ケル効力及ヒ保證ノ消滅スル原因ヲ揭ケ此等ノ規定ハ前ニ揭ケタル三種ノ保證人ニ共通ノモノタル旨ヲ定メタリ

第二章 債務者間及ヒ債權者間ノ連帶

本章ニハ數人ノ債務者ノ相連帶スル場合ノ規定ト數名ノ債權者ノ相連帶スル場合ノ規定トヲ揭ケ且連帶ノ終了スル原因ヲモ示シタリ

第三章 任意ノ不可分

本章ニハ財産編ニ揭ケタル債務ノ性質上ノ不可分又ハ當事者ノ目的ニ依ル不可分ノ外向ホ任意ノ不可分アル旨ヲ定メ而シテ任意ノ不可分ニ關スル規則ヲ定メタリ

第二部 物上擔保

物上擔保ハ特ニ或ル物ヲ義務ニ履行ヲ保スル用ニ供スルモノニシテ債權者此擔保ヲ得タルトキハ債務者其財産ヲ賣渡シ又ハ債務者更ニ其負債ヲ増加スルモ債權者ハ其擔保物ヲ以テ義務ノ履行ヲ求ムルヲ得ルカ故ニ損失ヲ受クルノ恐レナキモノトス

第一章 留置權

債權者カ債務者ノ動産又ハ不動産ヲ正當ノ原因ニ依リテ占有シ且其債權タルヤ元來其物ニ原因シ又ハ其物ノ占有ニ懸連シテ生シタルトキハ其物ヲ引キ留ムルノ權利ヲ有シ債務者縱令其物ヲ他ニ讓渡スモ之ヲ買受ケタル者ハ留置權者ニ其債權ヲ辨濟スルニアラサレハ其物ノ占有ヲ得ルコト能ハス而シテ留置權ノ規則ハ動産質及ヒ不動産質ノ規則ヲ概シ適用スヘシ

第二章 動産質

動産質ハ即チ債務者ヨリ其義務ノ擔保ノ爲メ動産ヲ質トシテ供スル者ニシテ本章ニハ動産質契約ノ性質及ヒ成立其効力等ニ係ル規定ヲ掲ケタリ

第三章 不動産質

不動産質ハ質取債權者其不動産ノ占有ヲ得テ他ノ債權者ヨリ先キニ其不動産ノ果實及ヒ入額ヲ收取スルノ權利ヲ附與シ又債務ノ滿期ニ至レハ其債權者ハ抵當權アル債權者ノ權利ヲ行ヒ之レニ反シテ其債權者ハ租税及ヒ小修繕ヲ負擔ス若シ其負擔重キニ過ルト思料スルトキハ收益權ヲ抛棄シテ抵當權ノミヲ存スルコトヲ得可シ而シテ建物ノ宅地質ト田畑山野ノ質トノ間ニ差異アレハ本章ニハ此等ノ規定ヲ設ケタリ

第四章 先取特權

先取特權ハ或ル債權ノ性質ニ依リ法律上其債權者ニ他ノ債權者ニ優レル權利ヲ附與シ以テ之ヲ保護スルモノニシテ先取特權ノ第一種ハ先ツ債務者ノ動産總體ニ及ホシ若シ其動産ニテ足ラサルトキハ不動産ノ總體ニ及ホス一般ノモノ第二種ハ特定ノ動産ノミニ限レル特別ノモノ第三種ハ特定ノ不動産ノミニ限レル特別ノモノトス而シテ本章ニハ此等ノ先取特權ヲ列記シテ其順序等ニ係ル詳細ナル規則ヲ設ケタリ

第五章 抵當

抵當ハ即チ不動産ノ書入ニシテ不動産質ハ不動産ノ占有ヲ債權者ニ得セシムルト雖モ抵當ハ之レニ反シテ不動産ノ占有ヲ債權者ニ得セシメス唯其不動産ヲ以テ債權者ノ辨濟ヲ受クルノ抵當ト爲スモノトス而シテ本章ニハ抵當ノ種類及ヒ其公告債務者間ニ於ケル抵當ノ効

力及ヒ順序債務者ヨリ其抵當不動産ヲ買入シタル者ニ對スル抵當ノ効力抵當ヲ登記スル官吏ノ責任及ヒ抵當ノ消滅ニ關スル規定ヲ掲ケタリ

證據編

第一部 證據

總則

此總則ニハ一個ノ事實ヲ述ヘテ利益ヲ得シカ爲メ裁判上ニテ之ヲ主張スルモノハ其證據ヲ舉ケサルヲ得ス又其證ヲ舉ケラレタル相手方ハ其事實ニ反對ノ證據ヲ舉サルヲ得ス若シ之ヲ舉ケサルトキハ敗訴ト爲ルヘキ旨ノ規定ヲ掲ケタリ證據ハ分ツテ三種トス即チ第一ハ判事ノ自身知ル所ヲ以テ其心證ヲ作ルモノヲ云ヒ第二ハ證書證人世評等ノ如キ直接ノ證據ヲ云ヒ第三ハ法律上ノ推定及ヒ事實上ノ推定ノ如キ間接ノ證據ヲ云フ

第一章 判事ノ考覈

判事ノ考覈トハ判事自身ノ知り得タル所ヲ以テ其心證ヲ作り原告又ハ被告ノ申立ツル所ヲ正確又ハ不正確ナリト決スルコトヲ得ルヲ云ヒ其心證ヲ作ルニハ原告被告又ハ代人ノ申立ヲ聞キ又ハ臨檢鑑定等ヨリ之ヲ爲スコトヲ得ヘシ

第二章 直接證據

直接證據ハ私書本人ノ自白公正證書證人ノ陳述世評等ヨリ成ルモノニシテ本章ニハ此等ニ係ル規定ヲ詳細ニ規定シタリ

第三章 間接證據

間接證據トハ法律上ノ推定及ヒ事實ノ推定ヨリ成ルモノニシテ法律

上ノ推定中ニ公益ニ關スルモノト私益ニ關スルモノトノ二種アリトス

第二部 時効

時効ハ即チ法律上ノ推定ノ一種ニシテ若干ノ年數ヲ經タルトキハ正當ノ原因アリテ物件ヲ取得シ又ハ義務ヲ免レタリト法律上推定スルニ過キス故ニ一種ノ證據法ニ相違ナシト雖トモ其規定條數ノ夥多ナルト一種特別ノ證據タルトニ依リ特ニ第二部トシテ時効ニ係ル規則ヲ設ケタリ

第一章 時効ノ性質及ヒ適用

第一章ハ取得時効ト免責時効トニヨリ其性質及ヒ其効用ヲ異ニスル規定ヲ掲ケタリ

第二章 時効ノ拋棄

時効ハ前以テ之ヲ拋棄スルコトヲ得スト雖トモ一旦得タル時効ハ之ヲ拋棄スルコトヲ得ルニ係ル規定ヲ掲ケタリ

第三章 時効ノ中斷

時効ノ中斷ニハ自然中斷ト法定ノ中斷トノ二種アル旨ヲ定メ且法定ノ中斷ノ原因及ヒ一旦成リタル中斷ヲ不成立ト見做ス規定ヲ掲ケタリ而シテ時効ノ中斷セラレタルトキハ是迄經過シタル時効ノ利益消滅ス

第四章 時効ノ停止

時効ノ停止シタルトキハ中斷ノ場合ト異ナリテ其既ニ經過シタル時効ヲ無益ト爲サスシテ更ニ時効ノ進行スルニ當リ之ヲ通算スルモノトス而シテ本章ニハ時効停止ノ利益ヲ受クヘキ人ト之ヲ受ケサル人トヲ區別ス

第五章 不動産ノ取得時効

本章ニハ若干年間不動産ノ所有者タル名義ヲ以テ之ヲ占有スルモノハ其所有權ヲ取得スル旨ヲ規定セリ

第六章 動産ノ取得時効

動産ヲ善意ニテ取得スルモノハ即時直チニ其所有權ヲ取得シ又盜取品及ヒ遺失物ノ取得時効ニ付キ特別ノ規則ヲ設ケタリ

第七章 免責時効

債權者カ若干年間其權利ヲ行ハサルトキハ債務者ハ其義務ヲ免ル可キノ規定ヲ設ケタリ

第八章 特別ノ時効

本章ニハ前數章ニ掲ケタルモノニアラサル特別時効重モニ短期ノ時効ニ係ル規定ヲ設ケタリ

附則

本法實施ノ際ニ該リ進行中ノモノタル時効ニ係ル一時ノ規定ヲ掲ケタリ

說明了リタルヲ以テ議長ヨリ陛下ノ臨御ヲ奏請ス午後二時五十分臨御

議長 說明了リタレハ是ヨリ本案ノ大體議ヲ開クヘシ

九番(山田) 此法案ノ歸旨ノ在ル所ハ各官唯今報告員ヨリノ説明ニ依テ其概要ヲ領承セラレタルナラン然レハ本官ハ是ヨリ之ヲ今日ニ發布スルノ急且ツ要ナル所以ヲ概陳シ各位ノ贊成ヲ仰カントス抑モ肇メテ此ノ法律ノ立案ニ筆ヲ起セシハ明治六七年ノ交ニアリ以後司法大臣ノ更迭ハ數次ニ及ヒタルニモ拘ハラス法典編纂ノ業ハ初志

ヲ變セラルルコトハ莫ク猶ホ繼承シテ逐次脱稿凡ソ十有五年ノ星霜ヲ經テ漸ク得タル所ノモノハ則チ今日茲ニ觀ル所ノ斯ノ一編是ナリ本案ハ未タ公然世ニ發布セラレサルモノナレトモ差支ナキモノハ草案ノママニテ學者ヤ裁判官ニ示シアルカ故ニ學校ニ於テモ之ヲ教科書トシテ採用シ或ハ裁判所ニ於テモ之ヲ民事判決ノ範疇トスル等實際法律ノ方針ハ之ニ據テ殆ント一定シ居ルモノノ如シ元來我國ノハ往古ヨリ民事ニ關スル種々ノ慣例ナキニアラスト云フ者モアレトモ各地ノ慣例區々ニシテ統一スル所ナシ況ンヤ成文法トナリタル者ハ曾テナシトモ云フヘキ有様ナリシ唯タ僅カニ刑事附帶ノ民法アリシノミ然ルニ維新ノ後ニ至テ偶々佛國民法ノ翻譯アリ世ニ顯ハルルニ及テ邦人ハ創メテ民法ナルモノハ此ノ如キ者ナリトノ觀念ヲ得之ヨリ裁判所等ニ於テモ多クハ佛民法ヲ適用スルニ至レリ今此ノ案モ乃チ其骨子ハ主トシテ之ヲ佛國ニ取り尙ホ之ヲ補フニ伊白獨等ノ民法ヲ以テシタルモノナリ今ヤ我國憲法ナル大典ハ既ニ發布セラレ公權ニ繫ル所ノ法律ハ日ニ完キヲ告クルト雖モ唯リ私法ニ至リテハ其成文トナレルモノ僅ニ閣令省令等ノアルニ過キス故ニ民事上紛議ノ起ルトキハ下ハ良心ノ嚮フ所ニ依テ以テ訴ヲ起シ上モ亦良心ノ向フ所ニ因テ以テ其訴ヲ判決スルノ外上下據テ以テ處スヘキ一定ノ法章ナキノミナラス一定ノ習慣スラアルコトナシ是無法律ノ狀態ニシテ實ニ今日我國ノ缺點ト謂ハサルヲ得ス人アリ西洋ニ於テモ民法ノ成典ナキ國アリ我國ニ於テモ亦民法ノ制定ハ必要ノコトニアラスト唱フレトモ是レ所謂其一ヲ知テ未タ其二ヲ知ラサルノ言ナリ成程或ル國ニハ佛ノ如キ成典ノ存セサル國アレトモ之ニ代フル歷史上ヨリ來リタル所ノ慣例年ヲ閱ルノ久シキ自ラ一定ノ法典ヲナシタルモノアリ

單行ノ法律ニシテ其據ルヘキモノモ亦我國ノ比ニアラス又判決例等アリテ決シテ我國ノ如キ曖昧模糊タルモノニアラス憲法ノ發布アリテ臣民ノ權利自由ヲ保護スルコトヲ申明セリ而シテ公權ニ關スル法律ハ業ニ已ニ大成ヲ告ケタレトモ私權ニ關ル法律ニ至リテハ未タ幼穉ノ姿ナレハ一日モ速ニ之カ完全ヲ謀ラサルヘカラス且ツ民法ノ成典ナキカ爲ニ現今裁判上ニ甚タシキ困難アリ御承知ノ通法官及檢察官ハ凡登用試驗ニ由テ採用セラルルモノナルニ其試驗ニ於テ民法ノ事ニ涉ルトキハ我邦民法ノ制定ナキカ故ニ外國ノ法理ニ依リ英ナリトモ獨ナリトモ佛ナリトモ受驗者ノ學ヒ得タル國ノ民法ノ法理ニ依テ之カ答案ヲ爲スノ自由ヲ與ヘサルヲ得サレハ其結果及第シタル所ノ法官ニ各種ノ判官ヲ生スレハ其判官ノ下ス所ノ判決ニモ亦各種ノ判決ヲ生スルノ傾向アリ代言人モ亦各種ノ代言人アリ隨テ佛學者ノ代言人カ獨乙學者ノ裁判官ニ裁判セラルルトキハ常ニ不利ニ陥キルト云フカ如キコトアリ訴訟人ハ訴訟ノ始メニ先ツ掛リ裁判官ノ何學者ナルカヲ窺ヒ知ラサレハ直者モ曲者トナルノ弊アリ且ツ之ヲ知ルモ或ハ始審裁判所ノ判官ハ英ノ法理ヲ取り控訴院ノ判官ハ佛ノ法理ヲ可トシ大審院ハ獨ヲ執リ判官ニ依テ各已ノ主義トスル所ヲ異ニスルカ故ニ結局ノ曲直ハ之ヲ偶然ニ委ヌルノ觀アリ人民ノ權利明確ナラス裁判ノ統一ヲ保タサルコト此ノ如ク甚シキハアラス速ニ民法ノ制定ヲ要スルハ瞭然トシテ火ヲ見ルヨリモ明ナラム何卒各位本案ヲ速ニ議定セラレンコトヲ切望ス

議長 此ノ法案ノ説明ハ既ニ了リ睡テ九番ヨリ之ヲ今日ニ急要トスルノ論辨モ亦了レリ依テ本案ニ付各位ニ於テ議論アラサレハ之ヲ表決ニ質セントス

廿八番(河野) 大體議ニ付異存ヲ述ヘルニハ非サレトモ本案ヲ唯

今決スルコトハ姑ク猶豫セラレンコトヲ乞フ今日始メテ此ノ議事ヲ
開キ未タ各條目ノ説明ニ付質問ヲモ終ルヤ終ハラサルニ早ヤ直ニ之
カ可否ノ決ヲ取ラレントスルハ如何ニ大體議トハ謂ヘ餘リ勿卒ニ過
クルノ嫌ナキヤ本案ノ逐條修正ヲ試ムルト否トハ姑ク聞キ大體會議
ニ於テ考察スヘキノ件少シトセス第一本案ヲ發布スルノ必要アリヤ
否若シ之アリトセハ原案ノ儘ニテ可ナルヤ將修正ヲ要スルヤ帝國議
會ノ開會モ早ヤ數月ノ近キニアルニモ拘ハラス其開會ヲ待タスシテ
之ヲ今日ニ發布スルヲ要スルヤノ問題ヲ講究シ本案ヲ處分スル方向
ヲ議スルハ則チ本日大體議ヲ開キタルノ主意ナラン然ルニ此等ノ點
ニ意ヲ傾ムクルコトナク直ニ之カ表決ヲ取ラントスルハ其ノ處置宜
シキヲ得タルモノナルヤ本官ノ之カ明解ニ苦ム所ナリ故ニ先ツ委員
ヲ設ケテ此ノ處分ヲ議セシムルカ若クハ少ナクトモ熟考ノ爲メ少時
日ヲ假サレンコトヲ乞フ

廿四番(佐野) 本官モ亦廿八番ト説フ同フスルモノニシテ本日承
マハリシ所ノ説明ニ依テ一通本編ノ大意ノ存スル所ヲ知り得タレハ
之ニ依テ熟考ヲ遂ケ然ル上ニテ可否ヲ決スヘク本日直ニ之ヲ表決ニ
問ハルルハ得策ニアラサルヲ信ス本編發布ノ急ヲ要スルハ本官モ亦
之ヲ知ル然レトモ唯條目ノ説明ヲ聞キタル而已ニテハ恰モ家ノ外面
ヲ望テ未其内ヲ觀サルカ如ク全體ノ組立ヲ可否スル能ハス之ヲ可否
スルニハ充分之ヲ熟讀玩味シタル上ニ非ラサレハ不可ナリ且ツ本日
ハ同僚ノ出席モ尠ナケレハ議決スルニ適當ノ日ニアラスト信ス傍暫
時猶豫アラソコトヲ乞フ

議長 廿八番ニ問フ廿八番ハ本案ヲ審査スル爲メ委員ヲ設ケルノ

建議歟

廿八番(河野) 先ニ陳セシハ唯々議決ノ猶豫ヲ乞ヒタルニ在ルノ
ミ然レトモ今別ニ審査ノ爲メ委員ヲ設ケルコトヲ建議ス

議長 然レハ決ヲ取ラン廿八番ノ委員ヲ設ケルノ説ニ同意ノ各位
起立ヲ乞フ

(起立七名)

議長 少數ニ付委員設置説ハ消滅ス但シ議決ヲ猶豫スルト否トハ
議長ノ權内ニアリ依テ本日ハ之ヲ議決セス閉會ヲ宣告ス

九番(山田) 既ニ議長ヨリ閉會ノ宣告モアリタレトモ猶ホ一言ノ
陳辯ヲ許サレンコトヲ乞フ近來顧問官ノ出席モ甚タ少數ナルニ本日
ハ平日ヨリ多ク出席セラレタルヲ以テ本案ノ決ヲ取ルニモ適當ノ日
ナリト信ス可成ハ唯今直ニ表決ニ質セラレンコトヲ切望ス

議長 廿八番並ヒニ廿四番ノ説ルル如ク此ノ重要ナル一大典ヲ容
易ニ議決スルハ素ヨリ措置其ノ宜キヲ得タルモノト謂フヘカラス依
テ瑣セ角本日議決スルコトハ見合セタリ

廿四番(佐野) 九番ニ於テ議決ヲ急クモ尤モナリト雖モ必スシモ
今日議決セザハナラスト云フノ理ハ萬アルマシ

廿二番(佐々木) 本官モ二十四番ト同説ナリ

廿八番(河野) 本日内閣員ノ出席員多數ナルカ故ニ議決ヲ拒ムカ
如ク思ハルレトモ本官ニ於テハ其様ナル拙劣ナル意志ハ毛頭モ持セ
サルナリ議事ハ三讀會ヲ經ルコト通則ニシテ單一ナル讀會ヲ以テス
ルハ變例トス今民法ノ如キ重要且ツ世上ニ議論ノアル法案ハ最モ其
議事ヲ慎重サマルヘカラス唯々其大體議ニシテ單一ナル讀會ヲ以テ議
了スルトモ即日之ヲ決スルハ寧ろ輕忽ナルナカラシヤ尤モ一ヶ月二

ケ月モ議決ノ延期ヲ乞フナランニハ主務大臣ニ於テ異論モアルヘキ
管ナレトモ僅ニ一日二日ノ延期ニ左マテ異説ヲ唱ヘラルルニモ及フ
マシ是ハ議長ノ權ニ任シテ可ナルヘシ且ツ三讀會ノ順序コソ踏マテ
今日ハ恰モ一讀會ノ處ナリ斯ノ如キ重要ナル議案ヲ議スルニハ今日
ノ議決ヲ延スコソ却テ穩當ナラン

九番(山田) 本官ノ請求ニ付テハ廿四番廿二番廿八番等ヨリ段々
之ニ反對ヲ蒙リタルカ大體議ハ尋常ノ議事規則ニ據ルヲ須キス大體
ノ意ヲ解セラレタルハ直ニ議決セラレテ可ナラン殊ニ本編ノ如ハ數
年ノ間數人ノ調査ヲ經テ遂ニ法律取調委員ノ手ニ成リ又移テ元老院
ノ議ニ附セラレ内閣ヲ通り前後數回演繹推究又遺點ナキモノナレハ
更ニ之ヲ本院ノ委員會ニ附スルノ必要ナキト思惟ス素ヨリ何日迄ト
日ヲ期シテ遷延スルコトナレハ本官モ敢テ異議ヲ挾マスト雖モ廿四
番ノ本日ハ顧問官ノ出席多カラス云々ハ本官ノ同意ヲ表シ難キ所ナ
リ顧問官ノ出席ノ少數ナルハ今日ノミナランヤ若シ今日之ヲ議了セ
サレハ何レノ日カ之ヲ議了スヘケン

廿八番(河野) 九番ハ餘リ勝手氣儘ナル言語ヲ吐露セララルルモノ
故法案ヲ審査スルニ幾日幾日迄ニ出來スルト云フ様ナ自由ナルコト
ハ出來得ヘキモノニアラス又設令ヘ一旦元老院内閣ヲ經タレハトテ
其經タル上ニテ本院ニ諮詢セラレタルモノナレハ本院ハ別ニ充分ノ
審議ヲ遂ケ本院丈ケニテ諮詢ニ應ヘ奉ラサルヲ得ス且ツ大體議ナレ
ハトテ委員ヲ設クヘカラスト云フノ理アルヘカラス是レ獨リ今回ノ
議ノミニ限ラス將來ニモ關係スルコトナリ要スルニ日ヲ期シテ調査
スルハ到底爲シ得ヘキコトニアラス但シ委員ヲ設クルトテ之ニ依テ
逐條ノ修正ヲ試ミントスルニアラス只タ大體如何ヲ議セントスルノ

議長 廿八番及ヒ其他ヨリノ駁論モ亦一理ナキニアラス故ニ本日
ハ先ツ議事ヲ閉シ更ニ來ル十四日開議スヘシ

九番(山田) 如斯重要ナル法案ノコトナレハ引續キ開會セラレン
コトヲ望ム故ニ明日開會アリタシ
議長 折角遷延スルコトナレハセメテハ兩三日ハ猶豫アリテ然ル
ヘシ

九番(山田) 其時日ハ勘考ニ費スノ時日歟
議長 然リ今日ハ閉會ス
午後三時四十分閉會

議長
書記官長 花房直三郎
書記官 津田道太郎

樞密院議事筆記

三月二十五日午後民法大體議

明治二十三年三月二十五日午後一時四十五分開會
聖上臨御
出席員
議長

大木議長

大巨

山田司法大臣

九番

大山陸軍大臣

十一番

後藤遞信大臣

十三番

青木外務大臣

十四番

副議長

寺島副議長

十八番

顧問官

川村顧問官

二十番

佐々木顧問官

廿二番

副島顧問官

廿三番

佐野顧問官

廿四番

東久世顧問官

廿五番

勝顧問官

廿七番

河野顧問官

廿八番

吉田顧問官

廿九番

元田顧問官

三十番

缺席員

熈仁親王

一番

彰仁親王

二番

貞愛親王

三番

能久親王

四番

威仁親王

五番

三條内大臣

六番

山縣總理大臣

七番

西郷海軍大臣

八番

松方大藏大臣

十番

榎本文部大臣

十一番

岩村農商務大臣

十五番

黒田顧問官

十六番

大隈顧問官

十七番

土方顧問官

十九番

福岡顧問官

廿一番

吉井顧問官

廿六番

鳥尾顧問官

三十一番

野村顧問官

三十二番

報告員

内閣派出員

伊東書記官長

箕作司法次官

今村法制局參事官

寺島控訴院評定官

書記官(主筆)

花房書記官

(副)

有賀書記官

議長 民法財産編財産取得編證據編債權擔保編ノ大體議ヲ開ク但シ逐條朗讀ヲ省ク

内閣派出員(箕作) 討議ノ前ニ一言ヲ述フ他ナシ此ノ諸編ハ印刷ノ誤アリ正誤ノ廉ハ總委員會ニ於テ陳述シタリ依テ今一々之ヲ擧ケス各位ノ之ヲ諒セラレンコトヲ乞フ

十八番(寺島) 過日來總委員會ヲ開カレ本案ヲ審査セラレタル由ナレトモ本官ハ其ノ間所勞ニテ今日始メテ出仕スルヲ得タリ就テハ本案ノ大體ニ付キ本官ノ意見ヲ陳セン本案民法ノ「法」字ハ元來「コード」ナル文字ニ當リ即チ全書ノ意ナリ蓋シ民法ノ各國ニ成典トナレルモノハ從來ノ慣行及ヒ單行ノ法規等ヲ纂集シ以テ一部ノ法典トナシタルヨリ此ノ名アリ而シテ各國未タ從來ノ慣行單行ノ法規等ナクシテ突然新タニ民法ヲ制定シタルモノアルヲ聞カス商法モ亦然リ本官思フニ本案モ外國ニ於テ民法ヲ編纂シタル如キ例ニ依リ慣習又ハ既成ノ法律ヲ纂集シテ大成シタルモノナルニ於テハ可ナリト雖曾テ本邦ニナキ所ノ法規ヲ蒐集シ又ハ法律ヲ以テ規定スルヲ要セサルコトマテモ規定スルハ甚タ不可ナリ今本案ハ以上二件ノ短所アル外ニ外國人カ起草シタルモノヲ其ノ儘ニ採用スルカ如キハ外國ニモ埃及「モンテネグロ」等ヲ除クノ外殆ント其ノ例ヲ見ス要スルニ民法數百編皆今日ノ事情ニ適切ナリトハ云ヒ難シ若シ人民ノ交通ノ

爲ニ何等カ證據スヘキ成法ナカルヘカラストナレハ其ノ必要ノモノ
 丈ケテ必要ニ應ジテ發セハ可ナリ必スシモ一時ニ此ノ如ク一切ノコ
 トヲ規定セントスヘカラス民法草案ヲ見ルニ其ノ歐洲ニ在テハ必要
 ナルモ我邦ニハ必要ナラサルモノアリ我邦歐米ト交通ヲ開テヨリ僅
 カニ廿三年ヲ經過シタルノミ我カ人民カ未タ歐米風ニ慣熟セサルニ
 依リ此ノ如キ歐米風ノ法律ノ人民ノ肺腑ニ入り難キハ賭易キノミ從
 來ノ慣習ヲ顧ミスシテ發布シタル法律ニシテ遂ニ實際ニ行ハレサル
 ノ例今日既ニ少シトセス彼ノ取引所條例ノ如キ之ナリ就テハ民法ニ
 就テモ願ハク其ノ實際ニ必要アルコトニ此ノ必要ニ應スル丈ケツツ
 ヲ單行法トシテ發布スルノ方針ヲ取ラレタシ尙此ノ他陳述スヘキモ
 ノナキニアラスト雖姑ク以上ノ大體論ニ止メン

二十四番(佐野) 過日大體論ヲ開カレ更ラニ總委員會ノ審議ニ附
 セラレ總委員會ハ乃チ其ノ審査ヲ了ヘタリ固ヨリ十日未滿ノ日子ヲ
 以テ千數百條ヲ審査シタルコトナルヲ以テ逐條ノ利害得失ヲ研究ス
 ル能ハサルハ論ヲ待タス然レトモ逐條ノ利害ヲ審査スルハ始ヨリ總
 委員會ノ目的ニアラス逐條ニ就テハ起案者ニ於テ充分ノ調査ヲ遂ケ
 タルモノトシ總委員會ハ乃チ千餘條ヲ讀過シ其ノ大體ヲ審議セリ而
 シテ總委員會ハ主トシテ從來我邦ニ備ハラサル法規ヲ西洋ニ取ルモ
 我カ民情ニ差支ナキヤノ問題ニ注意シタリ然レトモ其ノ審査ノ逐條
 ニ涉ラサルカ爲ニ此ノ點ニ於テハ多少疑點ノ存在セサルニアラス但
 タ其ノ大體ニ於テ今日此ノ法律ヲ發布スルノ必要ハ之アルカ如シ維
 新前ニハ各藩割據ノ姿ヲナシ各地自ラ習慣法規アリシモ其ノ後全國
 ノ古例舊慣モ一時ニ破レ今日ニ至テハ民間ノ爭訟ヲ決スルニ裁判所
 モ殆ムト其ノ據ル所ヲ知ラス或ハ英ニ或ハ佛ニ或ハ獨ニ判官各其ノ

學ヒタル所ニ依テ裁判スルノ姿アリ我邦ニ於テ別ニ一定ノ法律ナカ
 ルヘカラスルヤ明カナリ(十九番)此ノ法案ニ對シテ是レ曾テ我邦ニ
 之ナキ新法ヲ作ルモノナリト云ヘリ本官モ最初ハ同一ノ感情ヲ懷キ
 タリシカ其ノ筋ノ說明ヲ聞クニ既ニ草案ノママニテ裁判所學校等ニ
 示シ數年前ヨリ之ヲ實際ニ試ミタリト云ヘリ要スルニ其ノ大體ヲ見
 渡シタル所ニテ別ニ人情風俗ニ戾ルカ如キコト之ナキカ如シ唯タ此
 ノ如キ大部ヲ一時ニ發布シ而シテ其文字モ亦甚タ目新シキニ依リ稍
 之ニ見慣ルルマテノ間實施セス以テ研究ノ餘日ヲ存スルヲ可トス然
 ルトキハ其ノ間ニ又不都合ノ廉ヲ見出サストモ云ヒ難シ見出サハ則
 チ之ヲ改メン一タン之ヲ發布シタリトモ不都合アレハ之ヲ改ムル固
 ヨリ差支ナシ且ツ若シ其ノ不都合ノ廉ヲ實施前ニ見出シ改正スルヲ
 得ハ一層好シ是レ等ノ理由ニ依リ總委員會ハ其ノ發布ヲ必要ト認メ
 其ノ實施ノ期限ノ緩ナランコトヲ希望シ即チ廿六年一月ヲ以テ實施
 期限トセラレンコトヲ主務大臣ニ謀リタルニ主務大臣ニ於テモ差
 支ナカルヘントノコトナリシ依テ總委員會ノ多數ハ其ノ發布ヲ可決
 シタリ右總委員會審査ノ結果ヲ報告ス

九番(山田) 十八番ヨリ本案ニ對シテ意見ヲ提出セラレタリ本
 發布ノ必要ナル理由ハ本官既ニ前會ニ於テ之ヲ辨シタレハ今復タ述
 ヘス唯タ十八番ノ陳述ニ對シテ簡單ニ一言ヲ述ヘン「コード」ナル
 モノハ慣習布告布達等ヲ纂集シタルモノナリト云ハレタリ歐洲諸國
 ノ「コード」或ハ多ク然ラン然レトモ我邦今日ニ於テハ實買契約等
 ノ慣例法規皆一變シテ殆ムト統一セルモノナシ而シテ民法ハ今日交
 通ノ繁雜ナル社會ニ於テ一日モ缺クヘカラス依テ此ノ法案ハ今日ノ
 實際ト歐理トヲ參酌シテ編纂シタルモノナリ又十八番ハ外國人起草

ノ案ヲ其ノ儘採用シタル者ナリト云ハレタレトモ決シテ然ラス此ノ草案ハ一應脱稿ノ後草案トシテ官吏學者學校等ニモ配附シテ其ノ意見ヲ吐露スルノ機會ヲ與ヘ又一方ニ於テ其ノ調査ノ爲ノ委員ハ本邦ノ裁判官學者元老院議員等ヲ以テ組織シタルモノナリ現任樞密院議長ノ如キモ曾テ一タヒ其ノ委員長トナラレタルコトアリ故ニ此等ノ點ニ於テハ初ヨリ充分注意ヲ加ヘラレタルナリ將又唯今廿四番ヨリ述ヘラレタル施行期限ノコトハ本官ニ於テ異存ナシ明治廿六年一月ヲ以テ施行期限トスルコトニハ本官モ亦同意ヲ表ス

議長 各位異議ナシ依テ全部可決ト認ム

(引續テ民事訴訟法ノ大體議ヲ開ケリ)

議長

書記官長

書記官

書記官

花房直三郎

有賀 長雄